対象防衛関係施設の所在地	宮崎県児湯郡新富町	大字新田一万九千五百八十一番地
対象防衛関係施設の区域	宮崎県児湯郡新富町	大字新田及び大字三納代（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮崎県児湯郡新富町	大字伊倉、大字上富田、大字新田及び大字三納代（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十一　航空自衛隊那覇基地

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	字当間三百一番地
対象防衛関係施設の区域	沖縄県那覇市	字赤嶺、字安次嶺、字大嶺、字具志、字高良、字当間及び字宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県豊見城市	字瀬長、字田頭、字名嘉地及び字与根（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

一　北緯二十六度十分八秒、東経百二十七度三十八分五十五秒の点

二　北緯二十六度十分二十五秒、東経百二十七度三十八分三十七秒の点

一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域

対象防衛関係施設の所在地	宮崎県児湯郡新富町	大字新田一万九千五百八十一番地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百九十　航空自衛隊新田原基地

対象防衛関係施設の所在地	福岡県春日市	大字春日（次の図面に示す部分に限る。）、大字小倉、大字谷一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）から八丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、春日公園一丁目から十丁目、春日原北町一丁目から五丁目まで、春日原南町一丁目から四丁目まで、小倉二丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目、七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、小倉東一丁目及び二丁目、惣利一丁目から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、宝町一丁目から五丁目まで、白台一丁目から三丁目まで、原町一丁目から三丁目まで、光町一丁目から三丁目まで、平成ヶ丘西一丁目及び二丁目、紅葉ヶ丘東一丁目から八丁目まで及び紅葉ヶ丘一丁目から五丁目まで、若葉台西一丁目から五丁目まで、若葉台東一丁目から七丁目まで並びに若葉台一丁目から四丁目まで
	福岡県大野城市	曙町一丁目から三丁目まで、旭ケ丘一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字牛頸（次の図面に示す部分に限る。）、大字上大利（次の図面に示す部分に限る。）、大字白木原、上大利一丁目から五丁目まで、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、瓦田一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、栄町一丁目から三丁目まで、雑餉隈町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、下大利一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中央一丁目及び二丁目、筒井一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、錦町一丁目から四丁目まで、東大利一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、瑞穂町一丁目から四丁目まで、南大利一丁目及び二丁目、南ケ丘一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、紫台一丁目並びに若草四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、横峰一丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。